

四日市市告示第529号

四日市市認知症高齢者等あんしん保険事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年10月10日

四日市市長 森 智 広

四日市市認知症高齢者等あんしん保険事業実施要綱の一部を改正する要綱
四日市市認知症高齢者等あんしん保険事業実施要綱（令和2年四日市市告示第479号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（利用の決定等）</u></p> <p>第5条 市長は、<u>前条第1項の規定</u>による利用の申請があったときは、その内容を審査のうえ、利用の可否を決定し、<u>四日市市認知症高齢者等あんしん保険事業利用決定通知書（第2号様式）</u>又は<u>四日市市認知症高齢者等あんしん保険事業利用却下通知書（第3号式）</u>により、申請者に通知するものとする。</p>	<p><u>（決定）</u></p> <p>第5条 市長は、<u>前条の規定</u>による利用の申請があったときは、その内容を審査のうえ、利用の可否を決定し、<u>四日市市認知症高齢者等あんしん保険事業利用決定（却下）通知書（第2号様式）</u>により、申請者に通知するものとする。</p>
<p><u>（届出の義務）</u></p> <p>第6条 前条の規定により利用の決定を受けた者（以下「利用者」という）は、第4条第1項の申請時に登録した住所、氏名に変更が生じたときは、<u>四日市市認知症高齢者等あんしん保険事業登録変更届出書（第4号様式）</u>により市長に</p>	<p><u>（届出の義務）</u></p> <p>第6条 前条の規定により利用の決定を受けた者（以下「利用者」という）は、第4条第1項の申請時に登録した住所、氏名に変更が生じたときは、<u>四日市市認知症高齢者等あんしん保険事業登録変更届出書（第3号様式）</u>により市長に</p>

届け出なければならない。

- 2 利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに四日市市認知症高齢者等あんしん保険事業利用辞退届出書（第5号様式）により市長に届け出なければならない。

（1）から（4）まで（略）

（利用の取消し）

第7条（略）

- 2 市長は、前項の規定により事業の利用を取り消すときは、四日市市認知症高齢者等あんしん保険事業利用取消通知書（第6号様式）により利用者へ通知するものとする。

届け出なければならない。

- 2 利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに四日市市認知症高齢者等あんしん保険事業利用辞退届出書（第4号様式）により市長に届け出なければならない。

（1）から（4）まで（略）

（利用の取消し）

第7条（略）

- 2 市長は、前項の規定により事業の利用を取り消すときは、四日市市認知症高齢者等あんしん保険事業利用取消通知書（第5号様式）により利用者へ通知するものとする。

第2号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

四日市市長

四日市市認知症高齢者等あんしん保険事業利用決定通知書

四日市市認知症高齢者等あんしん保険事業の利用について、次のとおり決定しましたので通知します。

被 保 険 者	フリガナ		生年 月日	年 月 日
	氏 名			

決定内容

保険の効力 発生日	年 月 日
--------------	-------

第3号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

四日市市長

四日市市認知症高齢者等あんしん保険事業利用却下通知書

四日市市認知症高齢者等あんしん保険事業の利用について、次のとおり却下しましたので通知します。

被 保 険 者	フリガナ		生年 月日	年 月 日
	氏 名			

却下理由	
------	--

第4号様式（第6条関係）

四日市市認知症高齢者等あんしん保険事業登録変更届出書

年 月 日

四日市市長

（届出者）住 所

氏 名

対象者との続柄（ ）

連絡先

四日市市認知症高齢者等あんしん保険事業実施要綱第6条の規定に基づき、次のとおり、登録内容の変更を届け出ます。

被 保 険 者	フリガナ		生 年 月 日	年 月 日
	氏 名			
	住 所			

変 更 内 容	(変更前)
	(変更後)

第5号様式（第6条関係）

四日市市認知症高齢者等あんしん保険事業利用辞退届出書

年 月 日

四日市市長

（届出者）住 所

氏 名

対象者との続柄（ ）

連絡先

四日市市認知症高齢者等あんしん保険事業の利用を辞退しますので、四日市市認知症高齢者等あんしん保険事業実施要綱第6条第2項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

被 保 険 者	フリガナ		生 年 月 日	年 月 日
	氏 名			
	住 所			

辞退理由	1 死亡 2 市外へ転出 3 施設への入所 4 病院への長期入院 5 その他（ ）
------	---

第5号様式の次に次の1様式を加える。

第6号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

四日市市長

四日市市認知症高齢者等あんしん保険事業利用取消通知書

四日市市認知症高齢者等あんしん保険事業の利用について、次のとおり取り消しましたので、四日市市認知症高齢者等あんしん保険事業実施要綱第7条第2項の規定により通知します。

被 保 険 者	フリガナ		生年 月日	年 月 日
	氏 名			

取消理由	
取消年月日	年 月 日

附 則

この要綱は、令和5年10月10日から施行する。

(健康福祉部高齢福祉課)